

## 洲本市生涯学習人材バンク設置事務取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、優れた知識や技術、豊富な経験を地域のために役立てようとする意欲的な個人や団体を、洲本市生涯学習人材バンク（以下「人材バンク」という。）に登録し、その情報を提供することにより、地域課題の解決やまちづくりに人材を活かすとともに、生きがいとなる活躍の場を創出し、もって市民の生涯学習を支援することを目的とする。

### (登録の基準)

第2条 人材バンクに登録できる個人又は団体は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 市内に在住する個人又は市内に活動拠点を置く団体で、自己の知識や技術、経験を地域のために役立てようとする意志があり、求めに応じて指導又は協力ができること。
- (2) 18歳以上の個人又は概ね18歳以上の人で構成される団体であること。
- (3) 洲本市暴力団排除条例（平成25年3月25日条例第2号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員もしくは暴力団密接関係者でないこと。
- (4) 政治活動、宗教活動、営利を目的としないこと。
- (5) 公序良俗に反しないこと。
- (6) その他登録することが不相当と認められる事実がないこと。

### (登録の申請)

第3条 人材バンクに登録しようとする個人又は団体（以下「申請者」という。）は、洲本市生涯学習人材バンク登録申請書を洲本市教育委員会（以下「教育委員会」という。）へ提出するものとする。

### (登録)

第4条 教育委員会は、申請者が、生涯学習活動の支援者として適当と認められるときは、人材バンクに登録するものとする。

2 前項の規定により登録を行ったときは、書面により、本人に通知するものとする。

### (登録事項の変更)

第5条 人材バンクに登録されたもの（以下、「登録者」という。）は、登録事項に変更が生じた場合は、速やかに洲本市生涯学習人材バンク登録変更届出書を教育委員会に提出するものとする。

(登録の有効期間)

第6条 登録の有効期間は、登録した日から4年を経過した日の属する年度の末日までとする。

(登録の更新)

第7条 登録者は、有効期間を超えて、引き続き登録を希望する場合は、洲本市生涯学習人材バンク登録申請書を教育委員会に提出するものとする。

(登録の取消し)

第8条 教育委員会は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録者から取り消しの申し出があったとき。
- (2) 第2条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (3) その他登録者としての適格性を欠くに至ったとき。

2 前項の規定により登録を取り消したときは、書面により、本人に通知するとともに、第4条に規定する登録者に関する情報を抹消する。

(利用者の範囲)

第9条 人材バンクを利用できるもの(以下「利用者」という。)は、市内に活動拠点を置く団体、市内の小中学校、幼稚園、認定こども園、保育所、公的機関その他教育委員会が認めたものとする。

2 政治、宗教又は営利を目的とする場合は、人材バンクを利用することはできない。

(登録者の利用)

第10条 利用者は、利用希望日の2週間前までに洲本市生涯学習人材バンク利用申請書を教育委員会に提出するものとする。

2 教育委員会は、当該利用の諾否を登録者に確認し、利用者に通知するものとする。

3 利用者は、自ら登録者と交渉を行い活用する。

4 登録者に対する謝礼、交通費など活動にかかる経費の可否については、登録者と利用者で協議する。

5 利用者は、利用に伴う登録者の活動にあたっての保険について対応するよう努めるものとする。

6 登録者と利用者の交渉や活動中等のトラブル、事故については、当事者間で協議し解決する。

(利用の報告)

第11条 利用者は、登録者に依頼して利用した結果について、洲本市生涯学習人材バンク利用報告書を教育委員会に提出するものとする。

(登録情報の公表)

第12条 教育委員会は、地域の人材活用に資するため、人材バンクに登録された個人及び団体に関する情報を公表できるものとする。

(責任)

第13条 人材バンクの利用に伴い発生した事故及び損害については、教育委員会は責任を負わないものとする。

(庶務)

第14条 人材バンクの庶務は、教育委員会洲本中央公民館及び五色中央公民館において処理する。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、様式その他必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。